

○国土交通省告示第八百四十号

不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）第三条第一項及び不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）第二十一条第四項の規定に基づき、不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所の場所を次のように定める。

令和二年九月四日

国土交通大臣 赤羽一嘉

- 一 北海道開発局不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所
北海道札幌市北区北八条西二丁目札幌第一合同庁舎北海道開発局事業振興部建設産業課内
 - 二 東北地方整備局不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所
宮城県仙台市青葉区本町三―三―一仙台合同庁舎B棟東北地方整備局建設部建設産業課内
 - 三 関東地方整備局不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所
埼玉県さいたま市中央区新都心二―一さいたま新都心合同庁舎二号館関東地方整備局建設部建設産業第二課内
 - 四 北陸地方整備局不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所
新潟県新潟市中央区美咲町一―一―一新潟美咲合同庁舎一号館北陸地方整備局建設部計画・建設産業課内
 - 五 中部地方整備局不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所
愛知県名古屋市中区三の丸二―五―一名古屋合同庁舎第二号館中部地方整備局建設部建設産業課内
 - 六 近畿地方整備局不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所
大阪府大阪市中央区大手前一―五―四―四大阪合同庁舎第一号館新館近畿地方整備局閲覧室内
 - 七 中国地方整備局不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所
広島県広島市中区八丁堀二―十五中国地方整備局建設部計画・建設産業課内
 - 八 四国地方整備局不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所
香川県高松市サンポート三―三十三高松サンポート合同庁舎四国地方整備局建設部計画・建設産業課内
 - 九 九州地方整備局不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所
福岡県福岡市博多区博多駅東二―十一―七福岡第二合同庁舎別館九州地方整備局建設部建設産業課内
 - 十 沖縄総合事務局不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所
沖縄県那覇市おもろまち二―一―一那覇第二地方合同庁舎二号館沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課内
- 附則
- （施行期日）
- 1 この告示は、令和二年九月十日から施行する。
- （告示の廃止）
- 2 不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所を定める等の告示（平成十七年九月三十日国土交通省告示第千六十四号）は、廃止する。